

デジタルの日2026 in 鹿児島（仮称）事業者向けイベント運営等業務委託契約に係る
企画提案競技（プロポーザル方式）実施要領

1 業務の名称

デジタルの日2026 in 鹿児島（仮称）事業者向けイベント運営等業務

2 業務の目的

本市内の中小・小規模事業者のICT活用による業務効率化や生産性向上を促進するため、最新のデジタル機器やソフトに触れ、ICTツール導入事例や支援策を知る機会として、展示ブースの設置や講演会の開催等のイベントを実施するものである。また、イベント後は、専門家派遣や支援機関等の連携による伴走支援や、本市補助金による財政的支援につなげていく。

3 業務の対象

当イベントは、令和8年10月4日（日）及び5日（月）実施予定のデジタルの日2026 in 鹿児島（仮称）（鹿児島銀行、かごしまデジタルスマートシティ推進協議会共催）の一部として行われるものであり、4日は市民向け、5日は事業者向けの内容となっており、本業務は5日の事業者向けのイベント部分を対象としている。

4 業務内容

別紙「デジタルの日2026 in 鹿児島（仮称）事業者向けイベント運営等業務委託仕様書（案）」のとおり

5 予算上限額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、出展料は、出展者30社から1社10,000円（税込）を上限に徴収し、経費にあてることができる。

総事業額上限 5,300千円

内訳 委託料 5,000千円以内

出展料 300千円以内

6 契約期間

契約締結の日から令和8年11月30日（月）まで

7 企画提案競技参加資格

令和8年4月6日付け告示第521号に定められた資格要件のとおり（以下、再掲）。

この企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる(1)から(10)までの要件を満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 納期の到来している市税（本市内に営業所等がないため本市に納税義務がない場合は、納期の到来している市区町村税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申込み時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 本告示の日から企画提案競技参加申込期限の日までの間において、本市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (7) 企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 本告示の日現在において、本市内に本店を有している者であること。
- (9) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿の大分類「08 広告又は催物請負業務」のうち小分類「01 広告・イベント企画・運営」に登録された者であること。
- (10) 令和5年度以降に、国、地方公共団体等が行う本業務と類似した業務の受託実績を有していること。

8 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内 容	日 時
①告示	令和8年4月6日（月）
②説明会	令和8年4月13日（月）午後2時から
③質問受付期限	令和8年4月15日（水）午後4時30分まで
④質問回答期限	令和8年4月17日（金）
⑤参加申込書提出期限	令和8年4月20日（月）午後4時30分まで
⑥企画提案競技参加決定通知	令和8年4月22日（水）
⑦企画提案書等提出期限	令和8年5月1日（金）午後4時30分まで
⑧プレゼンテーション審査	令和8年5月13日（水）予定
⑨プレゼンテーション審査結果通知	令和8年5月15日（金）予定
⑩契約締結	令和8年5月下旬予定

9 企画提案競技参加申込書の提出

- (1) 受付期間
令和8年4月6日（月）から同年4月20日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。なお、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている者又は鹿児島市建設工事等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、ウ及びエの書類の提出を省略することができる。

ア 企画提案競技参加申込書（様式第1）

イ 事業者概要（様式第2）

ウ 会社法（平成17年法律第86号）に規定する会社については、商業登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）

エ ウ以外の法人については、法人登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）

オ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）

ただし、鹿児島市に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地の発行の「市区町村税」納税証明書とする。

カ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3）（提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）

キ 法人の場合は、決算書（財務諸表（貸借対照表及び損益計算書））直前1期分。個人の場合は直近の確定申告書の写し。

なお、創業1年未満で決算書等がない場合においては、事業計画書及び資金計画等事業状況が分かる書類

ク 業務実績（様式第3）

ケ 令和5年度以降に、国、地方公共団体等が行う本業務と類似した業務の受託実績を有していることを証する書類

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

どちらの方法においても、提出期限までに必着とする。

10 企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和8年4月22日（水）までに通知する。

11 企画提案競技参加資格決定者による企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和8年5月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

① 企画提案書

ア 表紙、目次、本編で構成すること。

イ A4版縦、横書き、両面、左綴り、(本編30ページ以内)とすること。ただし、図表等で必要な場合のみA4版横やA3版で作成しても差し支えない。

ウ 書類はステープルや製本テープ等で留めず、クリップ留めにて提出すること。

エ 目次は、参照先のページ番号を記載すること。

オ 本編は、以下の項目についての企画提案を記載すること。

- 1) 業務全般の実施体制(人員体制、役割、人数、管理・指揮命令、危機管理等)及び業務全体のスケジュール
- 2) イベント当日の受付やスタッフ配置、設営・撤去、案内誘導等適切かつ円滑な運営計画
- 3) 来場者の回遊性向上等に資する、ブース配置及び会場設備等の効果的な活用方法・アイデア(ブースイメージ図、サイン表示等含む)
- 4) 出展者及び事業者の参加につながる効果的な広報媒体・手法・取組
- 5) イベントの効率的な実施及び効果向上に資する独自のアイデア・手法

カ 表紙には、「デジタルの日2026 in 鹿児島(仮称)事業者向けイベント運営等業務委託企画提案書」と題名を記載し、正本にのみ事業者名を記載すること。

キ 副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

② 業務実績(様式第3)

参加申込の際に提出したものと同一ものを提出すること。これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に別途詳細に記載しても構わない。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

③ 経費見積書(様式第4)

ア 提案書の内容に基づき、本業務委託に係る経費を積算すること。(消費税及び地方消費税を含む。)

イ 消費税及び地方消費税は、課税取引分の全ての経費の10%とすること。

ウ 正本にのみ事業者名を記載し押印すること。

エ 副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

④ 実施体制(様式第5)

(4) 提出部数

原本：各1部(正本、副本)

電子データ：各1ファイル(正本、副本)

(5) 提出方法

① 原本

直接持参又は郵送(書留郵便に限る。)

どちらの方法においても、提出期限までに必着とする。

② 電子データ

電子メールにて提出すること。データはPDF形式とし、提出書類①から④をZIPファイルに取りまとめの上、ZIPファイル名を「(提出月日)_(提出事業者名)_デジタルの日2026 in 鹿児島(仮称)事業者向けイベント運営等企画提案書」とすること。

(6) 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とする。

- ① 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- ② 本実施要領に違反している又は適合しないもの
- ③ 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 「11(3)③ 経費見積書(様式第4)」において「5 予算上限額」に示した金額を上回る提案を行ったもの
- ⑤ その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

1.2 説明会の開催

(1) 開催日時

令和8年4月13日(月) 午後2時から(同日午後1時45分から受付開始)

(2) 開催場所

鹿児島市役所みなと大通り別館5階501会議室

(3) 参加申込み

参加を希望する場合は、令和8年4月9日(木) 午後4時30分までに、出席を予定する者の事業者名及び出席予定人数(最大2名までとする。)について、鹿児島市産業局産業振興部産業支援課へ電子メールにて連絡すること。

(電子メール san-syogyo@city.kagoshima.lg.jp)

(4) 留意事項

当該説明会への出席は企画提案競技参加のための資格要件ではない。

1.3 質問の受付及び回答

企画提案書の記入方法等について質問がある場合は、以下の要領で行う。

(1) 受付期限

令和8年4月15日(水) 午後4時30分まで(期限厳守)

(2) 提出方法・提出先

下記様式により、電子メールで提出し、電話にて受信確認を行うこと。電話など口頭による照会には回答しない。(電子メール san-syogyo@city.kagoshima.lg.jp)

(3) 提出様式

質問書(様式第6)

(4) 記載内容

質問は、本委託業務に係る条件や応募手続きに係る事項に限る。質問の趣旨を簡潔に記入すること。質問票に質問者の会社(団体)名・氏名及び連絡先等の記入がない場合には回答しない。

(5) 回答方法

質問及びその回答内容のみについて、令和8年4月17日(金)までに、質問者に電子メールで回答するほか、鹿児島市ホームページ上に掲載することとする。

1 4 委託業者の選定方法

委託業者の選定は、参加資格を確認した上で、鹿児島市産業局産業振興部業務委託等契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い、最適な業者を選定する。

なお、プロポーザル提出者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施する。また、プレゼンテーションについては、省略する場合がある。

(1) プレゼンテーション審査

参加者は、提出した企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーションを行う。

① 日時

令和8年5月13日（水）（予定） ※説明時間15分予定

② 場所

鹿児島市役所みなと大通り別館6階ソーホーかごしま会議室（予定）

③ 留意事項

ア プレゼンテーションに当たっては、提出した企画提案書を中心に説明するものとし、追加資料等の提出は認めない。

イ 企画提案書の構成を変えず、企画提案書の記載内容をスクリーンに映して説明しても差し支えない。

ウ 開催日時、場所等の詳細については、当該審査の対象となる企画提案競技参加者に別途通知する。

(2) 審査項目

ア 実施体制・運営能力

イ 業務実績

ウ 広報

エ 独自提案

オ 経費見積

カ 総合評価

(3) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、結果についての異議申し立ても受け付けない。

なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予定者の決定を行わないことがある。

(4) 審査結果の通知

審査結果通知については、全参加者に対して文書で通知する。

(5) 企画提案競技の延期等

企画提案競技を公正に執行することができない状態にあると認めるとき並びに不慮の都合により、当該企画提案競技を延期し、又はこれを廃止することがある。

なお、延期、廃止した場合においても、当該企画提案競技への参加のためにそれまで要した費用について、本市でその負担に応じることはない。

1 5 業務の委託方法

- (1) 選定委員会で選定された提案者に対し、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する。(随意契約)
- (2) 選定された者が、鹿児島市業務委託等入札参加者名簿又は鹿児島市建設工事等入札参加有資格業者名簿に登載されていない場合は、契約締結時に印鑑証明書(原本に限る。)を提出すること。
- (3) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い、作成する。
- (4) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

16 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等は返却しないものとする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書等の作成・提出、プレゼンテーションの実施など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査及び説明を目的に、その写しを作成し使用することができる。
- (4) 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、公表することがある。この場合において、企画提案書等の写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された企画提案書等について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

17 提出先及び問い合わせ先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市 産業局 産業振興部 産業支援課 (みなと大通り別館5階)

電話 (099) 216-1322

電子メール san-syogyo@city.kagoshima.lg.jp